

事務連絡  
令和8年3月5日

公益社団法人日本建築士会連合会  
一般社団法人日本建築士事務所協会連合会  
公益社団法人日本建築家協会

御中

国土交通省住宅局建築指導課  
参事官（建築企画担当）付

建築基準法第85条第1項の適用について（周知）

建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項の規定の運用については、「災害により破損した建築物の応急の修繕に係る建築基準法の取扱いについて」（平成23年4月5日国住指第27号）及び「建築基準法第85条第1項の適用について」（令和8年3月5日事務連絡）を各都道府県建築行政主務部局及び国土交通大臣指定の指定確認検査機関あてに周知していますのでお知らせいたします。貴団体におかれましては、単位会へ周知いただきますようお願いいたします。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 酒井  
電話番号：03-5253-8126